

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年8月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2400065号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2400026号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月29日の標準賞与額を25万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月

A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額に係る記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A社から標準賞与額25万3,000円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、上記賞与明細書及び元経理担当者の陳述により、平成15年12月29日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主から回答を得られない上、請求期間当時の取締役は、平成15年12月29日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 ； 関東信越（神奈川県）（受）第 2400066 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（神奈川県）（厚）第 2400027 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 女
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 14 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 平成 7 年 11 月 13 日から平成 8 年 2 月 13 日まで

私は、平成 7 年 11 月 13 日から平成 9 年 2 月 3 日まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社における資格取得日が平成 8 年 2 月 13 日となっている。

請求期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、平成 7 年 11 月 13 日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び請求者から提出された預金通帳（写）により、請求者は、請求期間において、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記預金通帳（写）により、請求期間に A 社から給与が振り込まれていたことは確認できるものの、振込金額の内訳が分からないため、当該給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かについて、検証することができない。

また、A 社は、平成 16 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に亡くなっているため、元取締役の照会したところ、同社に関する資料は残っていない旨陳述していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者を知っている者はおらず、請求者が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる具体的な回答及び陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。